鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則(平成16年鳥取県規則第91号)第4条第1項の規定に基づき、公の施設の指定管理者から名称を変更した旨の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年9月14日

## 鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

公の施設の名	変更の内容			変更年月日
称	変更事項	変更前	変更後	<b>多</b> 史十月日
鳥取県立大山	指定管理者の名称の変更	大山町観光協会	大山町観光協会大山観	平成19年6月17日
駐車場			光局	